

## お客さまへ大切なご案内

### 特定商取引法改正のご案内 (クレジット契約の内容について「補足」)

この度は、弊社クレジットをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
近年の高齢化の進展をはじめとした社会経済情勢の変化等に対応して、特定商取引における取引の公正および購入者等の利益の保護を図るため、2017年12月1日より「特定商取引に関する法律（以下、特定商取引法）」が施行されました。  
本改正に伴い、その適用を受ける立替払方式および提携ローン方式でのクレジット取引の内容が変更されておりますのでクレジット申込書の記載内容等に関して補足させていただきます。ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

#### 1.訪問販売におけるクレジット契約の申込みまたはその承諾の意思表示の取消し期間の伸長

販売業者等が不実のことを告げる行為等をしたことによって、申込者等が誤認をして意思表示を行った場合にクレジット契約を取消しできる期間が、追認できる時から「6か月間」から「**1年間**」に伸長されました。

##### <変更箇所>【クレジット契約の意思表示の取消し等】

改定前	改定後
1.～省略～ 2.ただし、次の場合には、クレジット契約の取消しはできませんのでご注意ください。 ①～省略～ ②追認できる時から6か月間取消しを行わない場合またはクレジット契約を締結した時から5年を経過した場合	1.～省略～ 2.ただし、次の場合には、クレジット契約の取消しはできませんのでご注意ください。 ①～省略～ ②追認できる時から <b>1年間</b> 取消しを行わない場合またはクレジット契約を締結した時から5年を経過した場合

#### 2.適用対象となる権利の見直し

特定商取引法適用の対象となる権利の範囲が拡大され、「社債その他の金銭債権」、「株式会社の株式、合同会社、合名会社もしくは合資会社の社員の持分もしくはその他の社団法人または外国法人の社員権でこれらの権利の性質を有するもの」が新たに追加されます。また、適用対象となる権利の名称が「**指定権利**」から「**特定権利**」へ改称されます。

##### <変更箇所>【クレジット契約のクーリングオフのお知らせ】

改定前	改定後
6-②指定権利	6-② <b>特定</b> 権利

##### <変更箇所>【適用除外について】

改定前	改定後
1-⑧割賦販売法および <b>特定商取引法の指定権利</b> でない場合	1-⑧ <b>割賦販売法の指定権利</b> でない場合および <b>特定商取引法の特定権利</b> でない場合

本書面は、2017年12月1日から適用されます。